

2023年3月16日
住友生命保険相互会社



新商品「収入パスポート」の発売等について

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳、以下「住友生命」）は、2023年3月23日より、新商品「収入パスポート（正式名称：継続入院収入サポート特約、以下「本商品」）」を発売します。

住友生命は、お客さまの健康増進に向けた取組みをサポートするべく、生命保険に Vitality 健康プログラムを付加した健康増進型保険“住友生命「Vitality」”を提供し、お客さまのウェルビーイングの実現に取り組んでいます。こうした中、これまでも公的社会保障制度の補完として、ケガや病気で働けなくなるリスクへの備えを提供してきましたが、より多くのお客さまのお役に立てる保障内容とするため、本商品を発売します。

本商品はお客さまの身近に潜むリスクとして、短期的に働けない状態となった際の収入減少をカバーするもので、特長は以下のとおりです。

「収入パスポート」の特長	
① 早い	✔️ 継続した14日の入院 をしたとき、一時金をお支払いします
② 安心	✔️ 一時金で 3か月分の収入減をカバー できます
③ シンプル	✔️ ケガや病気を問わず、「入院」 を理由にお支払いします

あわせて、現在販売中の、長期的に働けない状態等を保障する「生活障害収入保障特約」についても、お客さま一人ひとりの必要保障額に合致した保障を柔軟に提供できるよう、商品改定を行います。今回の改定と、新商品「収入パスポート」、住友生命「Vitality」により、健康増進活動によるリスクの予防から、短期・長期の働けない状態に対するリスクへの備えまで、切れ目がない保障を提供する「^{ワンアップ} ^{エスビー}1UP SP Vitality」が完成しました。

また、既契約のお客さまについて、最新の保障内容への見直しをより自在に行っていただけるよう、現行の転換制度^{※1}をレベルアップした「新転換制度」を導入します。

「新転換制度」では、取扱対象となる商品が拡大し、ご契約の保障内容をこれまで以上に見直しやすくなります。

住友生命はこれら「収入パスポート」の発売等を通じて「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング」に貢献し、お客さま・社会にとって「なくてはならない」生命保険会社を目指してまいります。

※1 ご加入の保険契約を見直す際に、新規にご加入いただくよりもお求めやすい保険料で、見直し後の契約にご加入いただける制度です。

1 新商品「収入パスポート」の発売等

a. 収入パスポート開発の背景

ケガや病気により入院をした場合、特に入院が長期間になると収入減少のリスクが高まります。

住友生命が実施した、入院経験者に対するアンケート調査では、入院期間が1週間未満の場合、収入減少を経験された人の割合は35%でしたが、入院期間が2週間以上（1か月未満）になると、67%（約3人に2人）にのびります。

さらに、入院期間が2週間以上（1か月未満）で収入減少を経験された人が、収入回復までに要した期間は、退院後2か月程度が31%、3か月程度が20%となっています。

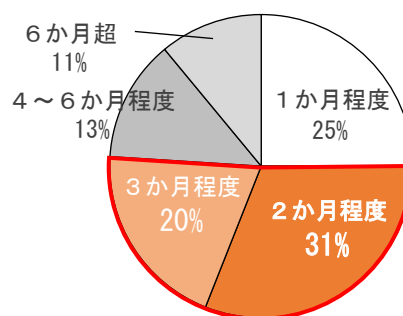
会社員等の方は公的社会保障制度として、傷病手当金が支給される場合もありますが、支給額は収入の概ね2/3であり、それだけでは収入減少を十分に補えない可能性があります。

【入院前と比較して収入減少した人の割合】



【退院から収入回復まで要した期間】

入院期間：2週間以上（1か月未満）

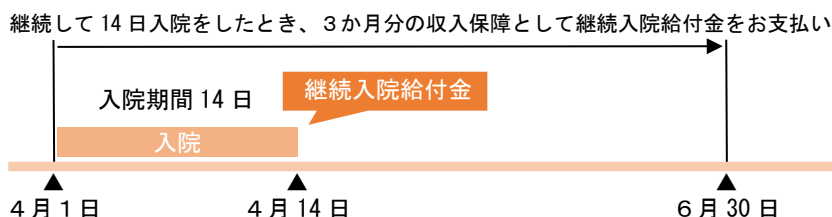


出典：住友生命アンケート調査（2022年）

b. 「収入パスポート」の発売

かかる背景をふまえ、継続して14日入院をした場合に、3か月程度の収入保障見合いの一時金をお支払いする「収入パスポート」を発売します。

【支払いイメージ】



【保障内容】

	支払理由	支払金額	支払限度
継続入院給付金	継続して14日入院をしたとき※2、3	継続入院給付金額	20回

※2 お支払対象となる入院は、治療を直接の目的としたものに限り、骨髄移植ドナー（提供者）としての入院は、責任開始日から1年経過以降のものに限り、適用されません。

※3 2回目以後の継続入院給付金は、前回の継続入院給付金のお支払理由に該当した入院期間（14日）の初日から起算して3か月を経過した日以降に継続して14日入院したときにお支払いします。

【保険料例※4】（ご契約例）保険期間 10 年、継続入院給付金額 30 万円、クレジットカード月払料率

契約 年齢	男性		女性	
	Basic	Vitality 加入時 15%割引	Basic	Vitality 加入時 15%割引
歳 20	円 555	円 471	円 681	円 578
30	654	555	780	663
40	963	818	807	685

※4 Basic は Vitality 健康プログラムを利用しない場合の保険料です。Vitality 健康プログラムを利用する場合、保険料とは別に Vitality 利用料の払込みが必要です（Vitality 健康プログラムの内容や Vitality 利用料は将来変更することがあります）。

【主な取扱基準】

項目	取扱内容
契約年齢範囲	0～75 歳
保険期間	定期型（更新型・全期型）
保険料払込期間	全期型
付加対象保険種類※5	プライムフィット、ライブワン、ドクターGO、Qパック
最高／最低保険金額	最高保険金額：120 万円 最低保険金額：10 万円

※5 ドクターGO以外に付加する場合は収入パスポート以外の保障的特約の同時付加が必要です。

c. 生活障害収入保障特約の改定

現行の生活障害収入保障特約は主に長期的に働けない状態を保障する商品であり、支払理由に該当した場合、就労不能・介護年金を所定の期間にわたってお支払いします。一方、短期的に働けない状態に対しては、就労不能・介護保障充実給付金による保障を提供しますが、その保障額は一律就労不能・介護年金の 20%としています。

今般、収入パスポートの発売を契機に、柔軟な保障額の設定を可能とすべく、就労不能・介護保障充実給付金の給付金額について、10 万円～50 万円の範囲内で独自に設定可能とします※6、7。本対応により、働けない状態による収入減少リスクに対してこれまで以上にお客さまのニーズに合わせたコンサルティングが可能となります。

※6 本改定に伴い、生活障害収入保障特約を、「就労不能・介護保障充実給付金」をお支払いする「生活障害保障充実特約(23)」と、「就労不能・介護年金」および「特定障害給付金」をお支払いする「生活障害収入保障特約(23)」の2つの特約に分離します。なお、ご契約時は両特約をセットで付加する必要があります。

※7 生活障害収入保障特約(23)、生活障害保障充実特約(23)および継続入院収入サポート特約を付加したご契約を「1UP SP」と呼称します。

【予防から働けない状態までの切れ目のない保障イメージ（1UP SP Vitality）】



2

転換制度のレベルアップ

住友生命はこれまでも、お客さまが当社の保険契約を見直される際に、保険料積立金^{※8}等を活用することで、新規にご加入いただくよりもお求めやすい保険料で見直し後のご契約にご加入いただける転換制度を提供してきました。

そして今般、新商品「収入パスポート」の発売に伴い、最新の保障内容への見直しをより自在に行えるよう、現行の転換制度をレベルアップした「新転換制度」を導入します^{※9}。

「新転換制度」は医療保険への転換を新たに取り扱う等、対象商品の範囲が大幅に拡大し、ご契約を見直しやすくなります。「収入パスポート」と“住友生命「Vitality」”、そして新転換制度の相乗効果によって、より多くのお客さまのウェルビーイングの実現に貢献してまいります。

※8 将来の保険金等のお支払いに備えて、保険料の中から積み立てておくものです。

※9 見直し前のご契約の保険料積立金等について、現行の転換制度では見直し後のご契約の主契約や所定の特約に充当しますが、「新転換制度」では見直し後のご契約の保険料の一部に振り替えます。なお、一部商品でご利用いただける保障見直し制度についても、同様に「新保障見直し制度」へとレベルアップします。

【新転換制度の対象商品拡大イメージ（主な商品に記載）】

見直し前のご契約	見直し後のご契約	
	総合保障型商品 (ライブワン等)	医療保険
総合保障型商品 (ライブワン 等)	○	現行：×→新制度：○
医療保険 (ドクターGO 等)	○	
低解約返戻金型商品 (パラ色人生 等)	現行：×→新制度：○	
貯蓄性商品・その他 (たのしみワンダフル 等)	○	

以上